

船舶区画規程 附則（平成 11 年 6 月 22 日運輸省令第 32 号）

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 現存船については、第 2 条の規定による改正後の船舶区画規程（以下「新区画規程」という。）第 5 編の規定は、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。

船舶の区分	日
施行日において船齡（船舶安全法施行規則第 1 条第 15 項の船齡をいう。以下同じ。）が 20 年以上の船舶	施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日の前日
施行日において船齡が 15 年以上、かつ、20 年未満の船舶	施行日後最初に行われる定期検査が開始される日又は平成 14 年 7 月 1 日のいずれか早い日の前日
施行日において船齡が 15 年未満の船舶	船齡が 15 年となる日後最初に行われる定期検査が開始される日又は船齡が 17 年となる日のいずれか早い日の前日

2 前項の船舶についての新区画規程第 5 編の規定の適用については、新区画規程第 113 条中「1,000」とあるのは「1,780」と、新区画規程第 114 条第 1 項中「いずれの一の貨物倉」とあるのは「最前部の貨物倉」とする。

3 現存船（前項の規定により読み替えた新区画規程第 114 条の規定に適合している船舶並びに第 8 項及び第 9 項に規定する船舶を除く。）の船長は、第 1 項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日後、密度（容積 1 立方メートル当たりの質量（キログラム）をいう。以下同じ。）1,250 キログラム毎立方メートル以上 1,780 キログラム毎立方メートル未満のばら積み固体貨物（新区画規程第 113 条のばら積み固体貨物をいう。以下同じ。）を運送する場合は、当該ばら積み固体貨物の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第 28 条第 5 項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）が密度の測定を行ったばら積み固体貨物以外のばら積み固体貨物（密度が 1,250 キログラム毎立方メートル未満のものを除く。）を運送してはならない。